公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

１　検討

政府は、大気の汚染による公害に係る疾病にかかっている者が無償で当該疾病に係る医療を受けられるようにするための制度の整備について、当該者の支援を行う団体等の意見を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて、２の施行期日から一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（公害健康被害の補償等に関する法律附則第十一条関係）

２　施行期日

１の施行期日は、公布の日とする。　（改正法附則第一項ただし書関係）